

19く396

東京高裁 平成19・8・2

316条の15第1項5号口 棄却

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、弁護士A作成の即時抗告申立書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

論旨は、要するに、弁護士は、刑訴法316条の15第1項5号口の類型証拠に該当するとして、捜査報告書（甲第216号証ないし第279号証及び甲第311号証ないし第336号証）を作成した警察官又は検察官が、被告人の取調べに際して作成した手控え、備忘録又はこれらのデータファイル（以下「本件手控え等」という。）の開示命令を請求したのに、これらを棄却した原裁判の判断には、刑訴法の解釈適用を誤った違法があるので、原決定を取り消した上、上記各証拠の開示を命じるとの裁判を求める、というのである。

そこで検討すると、刑訴法316条の15により開示が予定されている証拠は、基本的には検察官が現に保管している証拠を意味すると解される。ところで、本件手控え等は、検察官の手持ち証拠としては存在しないとのことである上、仮にそれらが存在するとしても、いずれも捜査官らが上記捜査報告書を作成する下準備として、個人的に作成、所持するものにすぎず、検察官の手持ち証拠となるべきものではないから、同条第1項5号口に該当する証拠とは認められないことが明らかである。

以上によれば、上記各証拠の開示を求める弁護人の請求は理由がないから、これらをいずれも棄却した原決定は正当であり、論旨は理由がない。

よって、刑訴法426条1項後段により、本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官・安廣文夫、裁判官・山田敏彦、裁判官・前澤久美子）